

(第一類 第七号)

第二回國會議員會議錄 第三号

昭和二十三年五月二十六日(水曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 山崎 岩男君

委員 二田君 理事中嶋 勝一君

理事 田中 松月君 理事山崎 道子君

大野 伴隆君 小笠原八十美君

近藤 鶴代君 村上 清治君

太田 典禮君 福田 昌子君

松谷天光君 師岡 榮一君

荊木 一久君 最上 英子君

野本 品吉君 齋藤 晃君

出席政府委員

厚生政務次官 喜多福治郎君

厚生事務官 久下 勝次君

厚生技官 三木 行治君

委員外の出席者

専門調査員 川井 章知君

四月六日中原健次君、河野金昇君、大

瀧龜代司君、花月純誠君及び國田直君

が委員を辭任した。

同月同日山口六郎次君、井上知治君深

津玉一郎君、松本眞一君及び荊木一久

君が議長の名で委員に補缺選任され

た。

五月六日委員飯村泉君辭任につき、そ

の補缺として山崎岩男君が議長の名

で委員に選任された。

同月同日委員長小野孝君辭任につき、

その補缺として山崎岩男君が議長の名

で委員長に選任された。

同月二十六日理事大瀧龜代司君の補缺

として中嶋勝一君が理事に當選した。

五月二日

墓地、埋葬等に関する法律案(内閣

提出)(第五三號)

同月五日

食肉屠移入取締規則を廢止する法律

案(内閣提出)(第五五號)

四月六日

恩給増額に関する請願(岡村利右衛

門君紹介)(第三一九號)

恩給増額に関する請願外二件(受田

新吉君紹介)(第三七六號)

恩給増額に関する請願(武藤嘉一君

紹介)(第三八五號)

同月十五日

元住宅管團經營住宅に関する請願

(武藤運十郎君紹介)(第四五三號)

同(門司亮君紹介)(第四六三號)

恩給増額に関する請願(坪川信三君

紹介)(第四九七號)

公衆浴場法に関する請願(坂東幸太

郎君紹介)(第五〇〇號)

五月十日

恩給増額に関する請願外四件(受田

新吉君紹介)(第五四二號)

恩給法等の改正に関する請願(松崎

朝治君紹介)(第五六六號)

同月十一日

恩給増額に関する請願(小坂善太郎

君紹介)(第六三八號)

療養師法制定の請願(内海安吉君外

二名紹介)(第六三九號)

羅白村に醫療施設設置の請願(伊藤

郷一君紹介)(第六四五號)

恩給増額に関する請願(今澄勇君紹

介)(第六七二號)

舊樺太廳醫師を、無醫村において開

業を許可し、厚生省醫師とする請願

(川合彰武君紹介)(第六九九號)

理容師法の一部を改正する請願(櫻

内義雄君外一名紹介)(第七〇一號)

恩給増額に関する請願(受田新吉君

紹介)(第七一八號)

國民健康保險制度改正に関する請願

(大島多藏君紹介)(第七三三號)

恩給増額に関する請願(荒木萬壽夫

君紹介)(第七二六號)

同月十二日

療養業存続の請願(福田榮芳君紹介)

(第七四八號)

恩給法改正に関する請願(松浦東介

君紹介)(第七五二號)

恩給増額に関する請願(西田隆男君

紹介)(第七六三號)

舊住宅管團の住宅拂下に関する請願

(網野三千雄君紹介)(第七六八號)

醫藥類似行為者のあん摩、はり、き

ゆう施療禁止の請願(天野久君紹介)

(第七八一號)

恩給増額に関する請願(松本七郎君

紹介)(第八三三號)

生活扶助費増額の請願(川野芳滿君

紹介)(第八四九號)

同月十四日

衛生組合法制定に関する請願(川越

博君外三名紹介)(第八五八號)

恩給増額に関する請願(上林山榮吉

君紹介)(第八七三號)

指宿國立児童醫療所敷地一部拂下

の請願(上林山榮吉君紹介)(第八七

七號)

國民健康保險事業國庫補助の請願

(上林山榮吉君紹介)(第八七八號)

遺族援護強化の請願(伊藤幸太郎君

紹介)(第八八五號)

恩給増額に関する請願(受田新吉君

紹介)(第八九二號)

戦没者及び傷痍者の取扱に関する請

願(受田新吉君紹介)(第八九四號)

恩給増額に関する請願(淵上房太郎

君紹介)(第八九八號)

同(淵上房太郎君紹介)(第八九九號)

同(五坪茂雄君外二名紹介)(第九〇

〇號)

傷痍軍人保護に関する請願(小平久

雄君紹介)(第九〇一號)

生活保護法改正等に関する請願(松

谷天光君外六名紹介)(第九一五

號)

恩給増額に関する請願(川野芳滿君

外五名紹介)(第九一七號)

國立富山病院擴充に関する請願(内

藤友明君紹介)(第九二五號)

同月二十日

社會福利施設の擴大強化に関する請

願(坂東幸太郎君紹介)(第一〇三一

號)

療養施設の施設擴充その他に関する

請願(武藤運十郎君紹介)(第一〇三

八號)

遠賀川河水汚濁防止に関する請願

(淵上房太郎君紹介)(第一〇五四號)

の審査を本委員會に付託された。

四月八日

水害罹災者救済策等に関する陳情書

(最低生活確保人民大會)(第一〇

八號)

生活協同組合法案反對に関する陳情

書(長野縣水産物卸商業協同組合外

六十五名)(第一三三號)

戦災引揚者收容施設維持費の全額國

庫負擔に関する陳情書(東京都千代

田區九の内東京都議會議長石原永

外九名)(第一六三號)

援護事業の國庫補助の陳情書(東京都

千代田區九の内東京都議會議長石原

永明外九名)(第一六五號)

恩給並びに扶助料増額の陳情書(福

岡縣議會議長稻島君)(第六九號)

國民健康保險制度の確立に関する陳

情書(山形縣議會議長加藤富之助)

(第一九二號)

榮養確保に関する陳情書(日本榮養

士會東京都支部長小山武夫外八名)

(第一九三號)

五月十日

外地引揚者住宅對策に関する陳情書

(北海道知事田中敏文)(第九七號)

質屋取締法の改正に関する陳情書

(大阪市東區浪路町四丁目大阪質屋

組合聯合會長田中喜三郎)(第二〇三

號)

大都市における庶民住宅復興に関す

る陳情書(横濱市會議長小澤二郎外

四名)(第二〇五號)

炭礦勞務者福利厚生事業擴充に関す

る陳情書(東京都千代田區三年町石

炭礦内石炭増産協力會會長伊藤卯四

郎)(第二二三號)

生活協同組合法案反對に関する陳情

書(宮崎市高千穂通商會聯合會工會議

所連合會代表者日高三郎)(第二三三

生活保護法による生活基準引上に關する陳情書(大垣市民生委員會連合會)(第三二九號)

引揚者諸問題解決促進の陳情書(愛媛縣海外引揚者更生會)(第三三三號)

民生委員法制定に關する陳情書(三重縣民生委員連盟代表四日市市茂福民生委員岡山三治郎)(第三三三號)

生活協同組合に對し中央金融機關確立の陳情書(大阪市北區堂島全國農業會近畿支部内日本協同組合同盟關西本部)(第三二八五號)

住宅復興與金庫の創設に關する陳情書(兵庫縣知事岸田幸雄外七名)(第三二八八號)

同月十九日
國民健康保險制度の強化に關する陳情書外二件(秋田縣北秋田郡東館村國民健康保險組合理事長佐藤孝外二名)(第三二九五號)

同縣除に關する陳情書(神奈川縣橫濱市鶴見區東寺尾神奈川縣婦人文化協會神奈川縣藤澤市婦人會長作田絹枝外八名)(第三三〇三號)

性病の預防並びに撲滅に關する陳情書(神奈川縣婦人文化協會長橫濱市鶴見區東寺尾村井柳子外九名)(第三三〇四號)

住宅復興對策確立に關する陳情書(全國住宅獲得同盟全國住宅建設協同組合)(第三〇六號)

國民健康保險制度の強化に關する陳情書(栃木縣芳賀郡山前村國民健康保險組合海上務外九名)(第三〇九號)

恩給並びに扶助料増額に關する陳情書(九州各縣議會正副議長會幹事福岡縣議會議長稻島裕)(第三三六號)

國民健康保險制度の強化に關する陳情書外四件(秋田縣北秋田郡七座村國民健康保險組合理事長平泉七郎外二十二名)(第三三四號)

同外五件(岩手縣岩手郡西山村農業會會長小島鐵太郎外二十八名)(第三三九號)

同外三件(德島縣鳴門市黒浦町黒浦地區國民健康保險組合理事長伊藤皆次郎外三名)(第三二七二號)

生活協同組合法制定促進に關する陳情書(國府婦人デー大會日本民主婦人協會會連備會)(第三二七二號)

國民健康保險制度の強化に關する陳情書外五十三件(秋田縣能代市國民健康保險組合理事長柳谷清三郎外五十三名)(第三二七八號)

住宅建築用資材確保に關する陳情書(岡山縣議會議長友保知)(第三三八四號)

國民健康保險制度の強化に關する陳情書(德島縣國民健康保險組合連合會理事長阿部五郎)(第三二九〇號)

同外二件(長野縣北安曇郡北城村國民健康保險組合理事長北澤幸義外二名)(第三二九五號)

同外八十件(青森縣青森市大野字長島一青森縣國民健康保險組合連合會理事長津島文治外八十名)(第三二〇二號)

同外八十五件(宮城縣名取郡増田町國民健康保險組合理事長立澤喜代治外九十二名)(第三二五五號)

本日の會議に付した事件
理事補缺選任に關する件
墓地、埋葬等に關する法律案(内閣提出)(第五三三號)

食肉輸入取締規則を廢止する法律案(内閣提出)(第五五五號)

〇山崎委員長 ただいまより會議を開きます。

新たに委員長に選任いたしましたので、この機會に御挨拶を申し上げたいと存じます。私は小野前委員長の後を受けまして、このたび本委員會の委員長に選任いたしましたの光榮を得た次第でございますが、言うまでもなく本委員會は國民生活の實態に觸れて、重要な施策を決定する機能をもつておる、いわば民生安定に關するものとも大切な委員會であると存するのでござい

ます。つきましては皆さま方の御努力と御援助、御指導によりまして、この大任を果したいと存する次第でございます。何分の御指導をお願い申し上げます。(拍手)

お諮りいたします。理事の大瀧電代司君が委員を辭任いたしておりますので、この際理事の補缺選舉を行ななければなりません。委員長より補缺理事の指名をいたすことに御異議ございませんまいか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇山崎委員長 御異議がなければ、中嶋勝一君を理事に指名いたします。

〇山崎委員長 次に墓地、埋葬等に關する法律案、食肉輸入取締規則を廢止する法律案を一括議題に供します。まず政府委員より提案理由の説明を求めます。

墓地、埋葬等に關する法律案
第一章 總則
第一條 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が國民の宗教的感情に適合し、且つ公

衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第二條 この法律で「埋葬」とは、死體(妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。)を土中に葬ることをいふ。

第三條 この法律で「火葬」とは、死體を葬るために、これを焼くことをいふ。

第四條 この法律で「墳墓」とは、死體を埋葬し、又は焼骨を埋藏する施設をいふ。

第五條 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府縣知事の許可をうけた區域をいふ。

第六條 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託を受けて焼骨を收蔵するために、納骨堂として都道府縣知事の許可をうけた施設をいふ。

第七條 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府縣知事の許可をうけた施設をいふ。

第八章 市町村長が、前三條の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を與えるときは、埋葬許可證、改葬許可證又は火葬許可證を交付しなければならない。

第九條 市町村長は、死亡若しくは死産の届出を受理し、又は船舶の船長から、死亡若しくは死産に關する航海日誌の謄本の交付を受けた後でなければ、埋葬許可證又は火葬許可證を交付してはならない。

地以外の區域に、これを行つてはならない。

火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

第五條 埋葬又は火葬を行つた者は、死亡地又は死産地、死亡地又は死産地の判明しないときは、死體の發見地の市町村長(特別區の區長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

改葬を行つた者は、省令の定めるところにより、死體又は焼骨の現に存する地の市町村長の許可を受けなければならない。

第六條 汽車その他の交通機關(船舶を除く。以下同じ。)の中で死亡又は死産があつた場合において、その死體を埋葬又は火葬しようとする者は、死亡にあつては死體をその交通機關から降ろした地、死産にあつては死産をした母がその交通機關から降ろした地の市町村長の許可を受けなければならない。

第七條 船舶の中で死亡又は死産があつたときは、その死體を埋葬又は火葬しようとする者は、その船舶が最初に入港した地の市町村長の許可を受けなければならない。

第八條 市町村長が、前三條の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を與えるときは、埋葬許可證、改葬許可證又は火葬許可證を交付しなければならない。

第九條 死體の埋葬又は火葬を行う

者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に關しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三號)の規定を準用する。

第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

第十條 墓地、納骨堂又は火葬場の

經營しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の區域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を變更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廢止しようとする者も、同様とする。

第十一條 都市計畫事業又は特別都市計畫事業として執行する墓地又は火葬場の新設、變更又は廢止については、主務大臣の決定をもつて、前條の許可があつたものとみなす。

2 都市計畫法(大正八年法律第三十六號)第十二條又は特別都市計畫法(昭和二十二年法律第十九號)第五條の土地區劃整理の施行により、墓地の新設、變更又は廢止を行ふ場合は、耕地整理法(明治四十二年法律第三十號)第十七條第二項の規定にかかわらず、換地處分の認可をもつて、前條の許可があつたものとみなす。

第十二條 墓地、納骨堂又は火葬場の經營者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、

納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

第十三條 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋藏又は火葬の求めを受けたときは、正當の理由がなければこれを拒んではならない。

第十四條 墓地の管理者は、第八條の規定による埋葬許可證、改葬許可證又は火葬許可證を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋藏をさせてはならない。

2 納骨堂の管理者は、第八條の規定による火葬許可證又は改葬許可證を受理した後でなければ、焼骨を收蔵してはならない。

3 火葬場の管理者は、第八條の規定による火葬許可證又は改葬許可證を受理した後でなければ、火葬を行つてはならない。

第十五條 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、圖面、帳簿又は書類等を備へなければならない。

2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨收蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に關係ある者の請求があつたときは、前項に規定する圖面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

第十六條 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可證、火葬許可證又は改葬許可證を受理した日から、五箇年間にこれを保存しなければならない。

2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可證に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

第十七條 墓地又は火葬場の管理者

は、毎月五日までに、その前月の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

第十八條 都道府縣知事は、必要があると認めるときは、當該吏員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 當該吏員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す證明を携帯し、且つ關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第十九條 都道府縣知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要であると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十條の規定による許可を取り消すことができる。

第四章 罰則

第二十條 左の各號の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一 第十條の規定に違反した者

二 第十九條の規定に違反した者

反した者

第二十一條 左の各號の一に該當する者は、これを千圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處する。

一 第三條から第七條まで、第十二條から第十七條までの規定に違反した者

第二十二條 法人の代表者又は法人

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。

附則

第二十三條 この法律は、昭和二十三年五月三日から、これを施行する。

第二十四條 日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の規定の效力等に関する法律(昭和二十二年法律第七十二號)第一條の四により法律に改められた左の命令は、これを廢止する。

墓地及埋葬取締規則(明治十七年太政官布達第二十五號)

墓地及埋葬取締規則に違反する者處分方(明治十七年太政官達第八十二號)

埋火葬の認許等に関する件(昭和二十二年厚生省令第九號)

第二十五條 この法律施行前になした違反行為の處罰については、なお従前の例による。

第二十六條 この法律施行の際現に従前の命令の規定により都道府縣知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を經營している者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

第二十七條 従前の命令の規定により納骨堂の經營について都道府縣

知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を經營している者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を經營しようとするものは、この法律施行後三箇月以内に第十條の規定により都道府縣知事に許可の申請をしなければならない。その申請に對して許可の處分があるまでは、同條の規定による許可を受けたとみなす。

第二十八條 この法律施行の際現に従前の命令の規定に基いて市町村長より受けた埋葬、改葬若しくは火葬の認許又はこれらの認許證は、それら、この法律の規定によつて受けた許可又は許可證とみなす。

食肉輸入取締規則を廢止する法律案

食肉輸入取締規則を廢止する法律案

食肉輸入取締規則(昭和二年內務省令第四號)は、これを廢止する。

附則

この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

○喜多政府委員 たいいま議題となり

ました墓地、埋葬等に関する法律案につきまして、提案理由の説明を申し上げ

ます。

從來墓地、納骨堂または火葬場の管理、及び埋葬、火葬等に關しましては、次の三つの規則、すなわち墓地及び埋葬取締規則、これは明治十七年太政官布達第二十五號であります。それから墓地及び埋葬取締規則に違反する者處分方、これは明治十七年太政官布達第八十二號であります。さらに埋火葬の認許等に関する件、これは昭和二

十二年厚生省令第九號であります。以上三つの規則によつて規制されてきたのでありますが、これらの規則は昭和二十二年法律第七十二號、すなわち日本國憲法施行の際、現に效力を有する命令の規定の效力等に関する法律の第一條の四の規定によりまして、法律に改められたものとされたのであります。しかしながら同時にその效力は暫定的なものといたしまして、必要な改廢の措置をとらなければならぬことになつておりますので、その措置といたしまして、前掲三つの規則を總合した本法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、速やかに可決せられんことをお願いする次第であります。

次にたゞいま議題となりました食肉輸入取締規則廢止に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。食肉輸入取締規則は、輸入食肉の衛生上の取締を徹底するため、昭和二年内務省令第四號をもつて制定したものであります。日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の規定の效力等に関する法律第一條の四の規定によりまして、必要な改廢の措置をとらなければならぬことになつております。しかしながら未だ食肉の輸入が行われるに至つておりませんので、一應これが廢止の措置といたしまして、この法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、速やかに可決せられんことをお願いする次第であります。

○山崎委員長 これより本法案の審査に入ります。發言を許します。榊原委員。○榊原(幸)委員 墓地埋葬等に関する

法律案について、御質問申し上げたいのでございますが、この法律案におきまして施設の内容に關したところがないうでございまして、その點はどんなふうにお考えになつておりますか。○三木(行)政府委員 お答えいたします。省令等におきまして一應施設をとりきめる處存でございまして、ただこの法律案におきましては、従前ございました法律及び命令等の規定をとりまして、ここにいはば編集いたしましたという形でございます。今日、わが國の現状に照し合わせまして、いささか消極的ではあるのでございますけれども、やむを得ないと考えます。たとえば火葬場等につきましては、農山漁村等におきまして、いわゆる焼場と稱するがごときものを許可しないというやうなことも、いささか實情に副わぬというやうな點もございまして、法制的な措置といたしまして、これを強制するといふことを止めて、これらは指導によつてやつていきたい、助成によつてやつていきたい、かように考へておる次第であります。

○榊原(幸)委員 そういたしますと、この施設の内容につきましては、大體明治十七年の發布になつておるところの墓地及埋葬取締規則施行方法細目標準によつておやりになるおつもりでございまして、

○三木(行)政府委員 たゞいま御指摘になりました、細目標準については、これに準據して各地方命令がでておるのであります。それらにおいては多少新鮮味をもつておるのであります。が、率直に申しますならば、御指摘の通りの方針でございまして、

○榊原(幸)委員 たゞいま申しました墓地及埋葬取締規則施行方法細目標準を讀みまして、これは明治十七年に出ておるやうなものでございまして、現代の状態としてはいぢるしく不適當なところがあるのを認めるのでございまして、そういう點についてどういふ點を御改正になるおつもりでございまして、その具體的な事項についてお示しを願ひたいと思ひます。

○三木(行)政府委員 具體的に申し上げるといふことはちよつとむづかしい問題であります。要するに環境衛生という面から、これらの施設について、はできるだけ指導していくというやうな行き方をしたい、もちろん今日のわが國の墓地は殊に都市等は、東京の都内においてさへも石塔が林立するといふやうな状態でありまして、墓地と申しますればいわばまことに陰慘な感じが受けるのであります。これは先祖を崇拝するといふやうなわが國の國民感情から申しまして、いささか適當ではないのでございまして、しかしながらこれを強制いたすことは、今日の事情からいかに存じますので、これらについては指導面によりまして都市計畫等と相まつて、公園的な明るい墓地等をつくつていく、さうな方針であります。

○榊原(幸)委員 大體了承をいたしました。施行細則をおきめになる上におきましては、現代に即應するばかりでなしに、私どもの宗教的感と申しますか、單にさういふ物質的な方面のみをお考えにならずに、精神的方面を加味し、かつ保健衛生の上に萬全を期せられたいと希望する次第であります。次にお尋ねしたいことは、第十

三條の正當の理由がなければこれを拒んではならないという、その正當の理由とはどういふものでございまして、お示しを願ひたい。

○三木(行)政府委員 正當の理由と申しますのは、いささか漠然とした記述でございまして、現行法におきまして「墓地」種族宗門別タス其町村ニ本轄ヲ有シ若クハ其町村ニ於テ死シタルモノハ何人ニテモ之ヲ葬ルコトヲ得其從前別段ノ習慣アルモノハ此限ニアラス」といふやうに相なつておりました。これでは現在で支障なくおりました。従つて正當の理由と申しますのは、一般的な社會通念として認められてゐる慣行も含むもの、かやうに解釋しております。

○榊原(幸)委員 そういたしますと、たとへばその墓地の管理者はまだ埋葬、あるいは火葬をいたしましたものを收容する餘裕がありませんれば、金銭上その他の關係からこれを拒むといふやうなことはできないわけでございますか、そういうやうに解釋してよろしゅうございまして、

○三木(行)政府委員 御意見の通りでございます。

○榊原(幸)委員 次に御尋ねいたしましたことは、墓地または納骨堂の管理者が、その死體あるいは遺骨を保管した責任について、どこにどういふ規定が設けられてございまして、

○三木(行)政府委員 十二條、十三條、十四條、十五條に規定してある通りでございまして。

○榊原(幸)委員 それでは何年間保存の義務がございまして、今御指摘のところにはさういふ期間がないと私は思ひますが……

○三木(行)政府委員 第十六條におきまして、許可證の保管期間は五箇年でありますが、墓地に埋葬いたしました死體あるいは埋葬いたしました焼骨、あるいは納骨堂に收藏いたしました焼骨等につきましては、別に期限を定めおりませんので、無期限である、かやうに考へられます。

○榊原(幸)委員 この無期限というところが非常に問題だと思ふのであります。たとへば一度埋葬したものは永久的にこの管理者が責任をもたなければならぬといふことは、今までございまして、無縁佛になるとか何とかいふいろいろなことがございまして、その點の責任をはつきりしなければ、ただ一時埋めるとか收容するとかいふ責任は、この法律によつてはつきりしてありますが、一度收容したものをいつまでどういふ責任によつてたが管理するかといふことが一つこの法律案には出ていないと思ふのであります。その點はひとつ何とか御改正を願ひたい、あるいはこの場合にはつきり言明していただくとか、何らかの方法ではつきりしていただくかと思ひます。

○磯原(亨)委員 それは支障なくいかなうと私は思うのであります。またそ

さいました一つの規則をおつくりく
さいまして、死體の靈に對して不敬

突つとむ。ところが、こつちの方
は、今始まつたことじゃない、家のこ

先祖代々許可をとつて墓地をもつてゐる。その近くに自然家が建てこんでゐる。

な問題か。今度はこういふ點で起くるんじゃないかと思ひます。これは

答辭はなくても、ひとつさういふ點を十分慎重に御考慮願つておきたいと思ひます。

○三木(行)政府委員 御指摘になりました第十九條の「公衆衛生その他公共の福祉」の解釋等につきましては、第一條の本法の目的に副いますように、十分運用を適切にやらなければならぬと考えているのでありまして、本法の施行にあたりましては、委員會の御意向等につきましても、十分末端にまで浸透いたしますように手配をいたす所存でございます。

○山崎委員長 ほかに質疑のある方はございませんか。——では兩法案の質疑は一應これで打ち切ります。

本日はこれをもつて散會いたします。

午前十一時三十七分散會